

議案第30号

南風原町都市公園条例の一部を改正する条例

南風原町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和8年6月9日提出

南風原町長 金城 宏 孝

(提案理由)

南風原町都市公園条例に規定する津嘉山公園について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定管理者制度を導入することに伴い、管理の特例及び有料公園施設を定めたいことから、条例を改正する必要があるため提案する。

南風原町都市公園条例の一部を改正する条例

南風原町都市公園条例（平成2年南風原町条例第16号）の一部を次のように改正する。
第12条の2中「及びウガンヌ前公園」を「、ウガンヌ前公園及び津嘉山公園」に改める。

別表第2に次のように加える。

| | |
|-------|------------------|
| 津嘉山公園 | 多目的広場 パークゴルフ場 |
|-------|------------------|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。